

情報通信審議会 情報通信技術分科会
I Pネットワーク設備委員会（第73回）
議事概要

1. 日時

令和4年12月19日（月） 15時00分～16時20分

2. 場所

Web開催

3. 出席者（敬称略）

（1）委員会構成員

相田 仁（主査）、雨宮 明、岩田 秀行、内田 真人、江崎 浩、久保 真、
佐子山 浩二、武居 孝、田中 絵麻、矢入 郁子、山本 一晴、矢守 恭子

（2）オブザーバ

右田 聖秀（日本電信電話株式会社）

田中 晋也（株式会社NTTドコモ）

黒澤 葉子（KDDI株式会社）

鈴木 和幸（ソフトバンク株式会社）

宮下 重博（楽天モバイル株式会社）

（3）総務省

木村 公彦（電気通信事業部長）

山口 真吾（電気通信技術システム課長）

西浦 智幸（安全・信頼性対策室長）

吉田 努（電気通信技術システム課端末認証分析官）

梶原 亮（電気通信技術システム課課長補佐）

長澤 輝明（電気通信技術システム課課長補佐）

4. 議事

(1) 技術検討作業班第二次報告について

- ・事務局（梶原課長補佐）より、資料73-1及び資料73-2に基づき、技術検討作業班第二次報告について説明があった。
- ・説明終了後、意見交換を行った。
- ・意見交換模様は以下のとおり。

【雨宮構成員】

資料73-2の報告対象②に「交換機能等」という表現が使われているが、この「交換機能等」には定義があるのか。

【梶原電気通信技術システム課課長補佐】

この制度による報告対象となる事態として、一定数以上の利用者に通信サービスを提供する事業者が設置した設備に生じた事態で、かつ基幹ネットワークやコア系の設備に係る事態のみに限ることを考えている。

交換機能とはそのコア系の設備の例示であり、特に交換機能を生じる設備に係る事態が生じたときのみを対象とするという意図ではない。

【雨宮構成員】

報告対象になるかならないかが判断できるようになっていることが必要。言葉に解釈上の違いが生じると、報告すべきものが報告されなかったということもあり得るので、誤解が生じないように整理していただきたい。

【梶原電気通信技術システム課課長補佐】

御指摘の報告対象については、今後情報通信審議会の検討結果として方針を固めた後、制度化していくプロセスでガイドラインに記入する等の形で明確化を図っていきたい。

【相田主査】

第1章で「コア機能」を定義しているが、このコア機能に当たるものが報告対象に入ると考えてよいか。伝送機能も入るのか。

【梶原電気通信技術システム課課長補佐】

定義しているコア機能に当たるもので、報告対象の大部分がカバーされることになると思われる。伝送機能も報告対象に入る。

【相田主査】

コアネットワークを構成するコア機能及び伝送機能において、支障が生じた設備の切離し等が行えなかった場合に報告対象となると考えてよいか。

【梶原電気通信技術システム課課長補佐】

御認識のとおり。また、端末に近い末端系の設備については、報告対象から除外することを想定している。

(2) IPネットワーク設備委員会第二次報告（案）について

- ・事務局（梶原課長補佐）より、資料73-3に基づき、IPネットワーク設備委員会第二次報告（案）について説明があった。
- ・説明終了後、意見交換を行った。
- ・意見交換模様は以下のとおり。

【相田主査】

資料73-3の26ページの報告対象②に「基幹ネットワークの交換機能等に係る事態」という記述があるが、先ほどの議論を踏まえ、もう少し具体的に記載する必要があるのではないか。

【梶原電気通信技術システム課課長補佐】

「基幹ネットワークに係る事態」は24ページの脚注29で補足しているが、ここに記載しているとおり、複数の都道府県の利用者を収容する、論理構成上、上位レベルにあるような設備や、多くの利用者に影響を及ぼし得るコア機能を提供する設備を対象とすることを想定している。ここで述べているのは概念であり、今後、制度化の際の検討において明確化していくことを考えていたが、機能の内容等を追記するような修正を行うこととしたい。

【江崎構成員】

制度化する際はしっかりした定義をする必要がある。まずコア機能とは何かということ
を定義すべき。また、オンプレミスの機械に対しては今までと同様の運用とすることも明
確にする。オンプレミスではない場合（クラウド）の一般的な運用形態としてIaaS、PaaS、
SaaS、コロケーションの4つが挙げられるが、これらの場合の具体的な報告対象も報告書
には書かれていないが制度化の際にははっきりと決める必要が出てくる。ただ、それを決め
るときに、作業が煩雑にならないようにしつつ、重要なところは報告対象にするというの
が方針だということになっている。この方針に関しては異存ないが、定義をしっかりしな
いと、どこまで報告すべきかが曖昧になってしまうと考える。

【相田主査】

ただいまの御意見等を踏まえ、補足を付け加える等の修正を行った上で、お示しいただ
いた案を第二次報告書案として取り扱うこととしたい。

修正等を行った内容については、構成員の皆様にも報告させていただき、その上で、近
日中に委員会として、第二次報告書案の意見募集を行うこととしたい。

（3）次期検討の進め方について

- ・事務局（梶原課長補佐）より、資料73-4に基づき、新たな検討事項について説明があつた。
- ・説明終了後、意見交換を行った。
- ・意見交換模様は以下のとおり。

【江崎構成員】

3点目の国際標準との整合性を取るという方針には賛成する。

2点目の緊急通報の相互接続性については、今後も様々なケースが出てくると思うので、
制度化するというよりは、技術的な問題が出てきたときに議論ができる体制をどうつくる
かがアウトプットとなると考える。政府として、新しい不具合に関しての技術面、運用面、
体制面での議論をして解決法を考え、直ちに規制内容に盛り込むということをするともた
新しい問題が出てきた際に穴ができるので、制度化自体を目的とするのは良くないと思わ

れる。

1点目の事故報告制度の見直しについても同じく、ネットワークが複雑化している現状、どのようなアウトージやダイナミズムが起こるかも非常に分かりにくい状況になっているため、事故が起こったときにどこまでを報告すべきかを総務省が指示するための方向性を議論するものだと理解した。これもきれいに制度化するというより、知見の共有や方向性の整理をするという形で検討を進めていただきたい。

【梶原電気通信技術システム課課長補佐】

1点目については御指摘のとおりで、しっかり制度化するというより、ガイドラインの中で基本的な考え方を書いて、総務省側でも、事故報告制度を運用するに当たって、担当者が変わったら報告対象が変わるというようなことがないようにしていきたいと考えている。

2点目についても、日本だけが制度を作って仕様を決めることによって、新しいものの普及を阻害するようなことはあってはならないと考えるが、一方で緊急通報はつながらなくてもいいという類のものではないので、相互接続性が一定程度確保されるというような仕組みをどうやってつくっていくかは詰めていきたい。

制度化を前提としなくても緊急通報がつながるのであればよいが、ある仕組みを作ってそれでうまくいかないのであれば、制度を作ることも排除しないで検討していきたいと考えている。この辺りは、実情を調査していく中で引き続き御指導いただきたい。

【江崎構成員】

2点目について、特に海外端末等のソフトウェアやハードウェアが仕様上日本の制度に合わないのをどう直していくかは、より大きな問題として認識されているため、この委員会だけで解決できる問題ではない。まず、どういう状態になっているかを共有することが第一段階として重要になると考える。

【相田主査】

2点目については、総務省から関連する調査研究を委託しているということなので、その結果を受けて、規制すべきか否かも含めて議論させていただきたい。

【雨宮構成員】

緊急通報の相互接続性について、緊急通報だけを技術的条件にしようとしているのか伺いたかった。デュアルSIMにして緊急通報がつかない等のトラブルが起きるといった問題は、ほかのアプリでも発生し得るので、それは民間で解決すべきという切り分けなのか質問しようと思ったが、江崎構成員のコメントのとおり、情報交換等をする場を適切に設けるといことで議論が進むのであれば異論は無い。

【田中構成員】

いずれも重要な案件であるが、緊急通報について、例えば米国ではE911にトラブルが発生しており、昨年の12月には、米国内のキャリアに対して、緊急通報の信頼性について調査を行い、必要に応じて罰金処置をするなどのかかなり強い対応をしたことがあったと記憶している。日本にはこうした厳しい規制はそぐわないと思っているが、緊急通報の確保は各国において非常に重要視されていると思うので、技術的検討を含め、消費者への影響も加味して御検討いただきたい。

【相田主査】

これまでのコメント等も踏まえ、今後検討を進めていく。

特に、1件目の検討を進めるに当たっては、技術検討作業班を組み直す形で検討を進めていきたい。

また、2点目の検討事項である緊急通報の相互接続性確保に向けた検討については、端末側だけでなくネットワーク側の実装状況も確認していくということが必要になると思われるので、携帯電話事業者各社にも検討への御協力をお願いしたい。

新しい検討の開始については、情報通信審議会情報通信技術分科会において、第二次報告を御審議いただく際に合わせて報告させていただく。

(4) その他

- ・西浦安全・信頼性対策室長より、資料73-5及び資料73-6に基づき、電気通信事故検証会議 周知広報・連絡体制ワーキンググループ取りまとめ(案)について説明があった。
- ・説明終了後の意見交換模様は以下のとおり。

【江崎構成員】

マスコミや報道機関に対してどのように情報共有を行うかを整理することは非常に重要。

【西浦安全・信頼性対策室長】

マスコミ等を含めた報道機関への情報提供についても、情報伝達手段の多様化の中に含まれている。字幕表示等で周知をする放送事業者もいるので、Lアラート等も活用して、電気通信事業者から放送事業者等に対して情報提供を行うことも促していきたい。

【相田主査】

報道機関で勘違いして、完全に復旧したと報道した結果かえって利用者に混乱が生じたということも過去にあったので、どこまで復旧したのかを正しく伝えることも重要と思われる。

・事務局（梶原課長補佐）より、今後の予定等について説明があった。

以上